

「子ども手当」の申請が始まります

制度の概要

「子ども手当」は、平成22年4月に始まった制度です。子どもを養育している方に、中学校を卒業するまでの子ども一人につき、月額1万3千円を支給する制度です（所得による支給制限なし）。

支払いは年3回（6、10、2月）で、前月分までの手当が指定口座に振り込まれます。支給を受けるために

中学2・3年生の子どもを

養育している方や、所得要件により児童手当を受給できなかった方は手続きが必要となります。対象となる世帯へは、すでに申請書類を郵送していただきますので、必要事項を記入の上、お早めに子育て支援課まで提出ください。

6月に支給を受けるためには、5月14日(金)までに申請をお願いします。中学1年生までの子どものみを養育している方で、平成22年3月の児童

手当の受給者は手続きの必要はありません。また、公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

子どもの健全な育成に活用するため、「子ども手当」を市に寄附することができ、希望される方は、お申し出ください。

寄附について

子どもの健全な育成に活用するため、「子ども手当」を市に寄附することができ、希望される方は、お申し出ください。

問合せ先

子育て支援課
☎35-3140

気象警報・注意報 市町村単位の発表に

警戒が必要な災害名も表示されます

5月27日(木)午後1時から、岐阜地方気象台発表の大雨などの気象警報・注意報が市町村ごとの発表に変更となり、これまでの「飛騨北部」は、高山市・飛騨市・白川村として発表され、お住まいの地域が警戒の対象となっているかどうかのわかりやすくなります。



防災情報提供センターのQRコード。ご利用ください

また、大雨警報では、雨の降り方などに応じて「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」のように警戒が必要な災害も示されます。

なお、テレビやラジオ、177天気予報サービスなどで警報などが放送される時は、画面表示の文字数や読み上げ可能な文章の範囲でお伝えする必要があります。これまでどおりの地域名を用いる場合や大雨警報の括弧部分は表現されないこともあります。

市町村ごとの気象警報・注意報の詳細な内容は、岐阜地方気象台ホームページ(<http://www.jma-net.go.jp/gifu/>)や国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>)などでご確認ください。

問合せ先 企画課 ☎35-3134

安心の医療拠点を整備

○国保荘川診療所の改築が完了

国保荘川診療所の改築工事が完了し、4月15日(木)には竣工式が行われました。

の連携強化につながるものとして地域の期待も高いものがあります。

これまでの施設は昭和43年の建設以来、老朽化が激しかったことから旧荘川支所の跡地に整備したもので、新しい施設は木造平屋建て延べ198平方メートル、診察室、処置室、X線撮影室、待合室などを配備しています。



完成した施設の前でテープカット

問合せ先

医療課
☎35-3177

隣が消防署荘川出張所であることから、医療と救急

平成22年度

高山市消費者価格調査モニター

上田規子(石浦町5)、扇田啓子(上宝町本郷)、大桃由紀子(初田町3)、蒲美香(国府町木曾垣内)、小林佳織(山田町)、坂下幸子(本母町)、阪本君枝(下切町)、立道利香(岡本町2)、中島玲子(一之宮町)、長瀬真理子(山田町)、松井睦子(下岡本町)、松本可奈子(新宮町)、小原靖子(江名子町)、福井恵子(桜町)、瀧本季尾子(昭和町3)(順不同・敬称略)



問合せ先 市民活動推進課
☎35-3412